**大阪府自殺対策基本指針の概要（平成３０年３月）**

|  |  |
| --- | --- |
|  | ●自殺対策基本法改正（H28.4）を受け、法律上の計画に位置付け●目標を設定し進捗状況を確認（ＰＤＣＡサイクル）●若年層（学生、生徒、妊産婦等）向け対策を推進●計画期間を6年に設定（平成29年度～34年度末）※府内市町村計画は令和2年3月迄に全て策定済み |

**第１章　自殺対策の現状と課題**

〇大阪府の自殺者の状況

　　・40歳未満の若年層では自殺が死因の１位

原因・動機・職業が多岐にわたる

〇大阪府の自殺対策における課題

　・若年層、自殺未遂者、自死遺族への支援と関連機関の連携強化

**第２章　自殺対策の基本的な考え方**

〇基本的な認識

・自殺は、様々な要因が背景となって、心理的に追い込まれた末の死

〇基本的な方針

　・「包括的な支援」「総合対策」と位置づけ、全ての府民にとっての生涯を

通じたこころの健康問題として、段階に応じて取り組む

各部局における取組みを１０のカテゴリーに再編

①「実践的な取組み支援」、②「実態把握」、③「普及啓発」、④「人材養成」

⑤「ストレス対応」、⑥「受診促進」、⑦「相談支援」、⑧「未遂者支援」

⑨「自死遺族支援」、⑩「公民協働」

**第４章　自殺対策の推進体制**

〇大阪府における推進体制

・こころの健康総合センターに、自殺対策の中心的役割を果たす

「自殺対策推進センター」を設置

　　・保健所が中心となって地域のネットワークを構築

〇市町村における連携・協力体制

　　・住民に身近な団体として、地域の関係機関との連携・協力体制を支援

**第３章　自殺対策の重点的な施策**